

## 「MANOMA 機器保証」サービス ご利用規約

「MANOMA 機器保証」(以下「本サービス」といいます。)は、ライフエレメンツ株式会社(以下「弊社」といいます。)が運営するサービスです。

本サービスをご利用いただく方(以下「利用者」といいます。)は、「MANOMA 機器保証サービス 利用規約」(以下「本規約」といいます。)を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

### 第1条 (定義)

本規約における用語を次のとおり定義します。

(1) 「本サービスの利用契約」とは、本規約に基づき、弊社から本サービスの提供を受けるために弊社と利用者との間で締結される契約をいいます。

(2) 「MANOMA」とは、弊社が提供するスマートホームサービスをいいます。

(3) 「対象機器」とは、別途弊社が定めるMANOMA対応機器をいいます。

(4) 「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

(5) 「MANOMA契約者」とは、MANOMAご利用規約に同意のうえ、弊社所定の手続きに従ってMANOMAの利用を申込み、弊社がこれを承諾した本サービスを利用する資格を有する対象者をいいます。

### 第2条 (本サービス)

1. 本サービスは、MANOMAに付随して、利用者が所有する対象機器について、メーカー保証期間を3年に延長し、本サービスの利用契約期間内に破損または水濡れ(以下「事故」といいます。)による故障が生じた場合、無償で対象機器を交換するサービスです。ただし、事故による故障の際は第9条に定める故障した対象機器(以下「故障機器」といいます。)の送付時に利用者による送料のご負担が必要となります。

2. 本サービスは、MANOMAのオプションサービスであり、MANOMA契約者のみが利用できるサービスです。

### 第3条 (本規約)

1. 利用者は、本規約並びに弊社が別途定めるMANOMAご利用規約及びMANOMA対応機器販売規約(以下「会員規約等」といいます。)に従って本サービスを利用するものとします。

2. 本規約に定める内容と会員規約等に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

3. 弊社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更できるものとします。

#### 第4条（利用条件）

本サービスの利用者は、以下に定める者のみとします。

- （1）弊社との間でMANOMAの利用契約を締結していること（個人に限ります。）
- （2）利用者が対象機器を所有していること

#### 第5条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用契約は、本サービスの利用を希望するMANOMA契約者がMANOMAの利用の申込みと同時に、本規約及び会員規約等に同意のうえ、弊社が別途定める手続に従って本サービスへ申込みを行い、弊社が当該申込みを承諾した時点（以下「契約成立日」といいます。）をもって成立するものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。

- （1）利用申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合。
- （2）利用申込にあたり、本サービスの利用を希望する申込者が指定したクレジットカードまたは指定口座について、クレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等により利用停止処分等を受けている場合。
- （3）過去に、本サービスの利用資格の停止または失効を受けた場合。
- （4）過去に、本サービスの利用に際し、料金の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合。
- （5）本サービスの利用を希望する申込者が、未成年である場合。
- （6）本サービスの利用を希望する申込者が、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人または補助人の同意を得ていない場合。
- （7）日本国外からの申込みである場合。
- （8）本サービスの利用を希望する申込者と契約者が異なることが判明した場合。
- （9）不適切または不正な申込み等、本サービスを利用する意思のない申込みであると弊社が判断した場合。

（10）弊社の業務の遂行上または技術上支障をきたすと、弊社が合理的に判断した場合。

（11）その他弊社が適当でないと合理的に判断する場合。

3. 第1項の定めにかかわらず、本サービスの利用を希望する者がMANOMAの申込みと同時に本サービスの申込みを行った場合において、MANOMAの利用契約が成立しなかったときは、本サービスの利用契約は成立しなかったものとみなします。

#### 第6条（登録情報の変更）

1. 利用者は、弊社に届け出ている住所または連絡先等に変更があるときは、弊社所定の方法により、速やかに弊社に届け出るものとします。

2. 弊社は、前項の届出があったときは、利用者に対し、当該届出内容の事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

3. 弊社は、利用者が第1項の届出を怠ったことによって利用者に生じた損害については、一切責任を負いません。

#### **第7条（利用料金）**

1. 利用者は、本サービスの月額の基本利用料金（以下「月額利用料金」といいます。）として、弊社が別途定める金額及び消費税等相当額を、弊社が別途定める方法にて支払うものとします。

2. 月額利用料金は、月毎に定められるものとし、その請求開始月は、弊社が別途定めるものとします。

#### **第8条（対象機器と無償交換回数上限）**

1. 本サービスの対象機器は、別途弊社が定めるとおりとします。

2. 本サービスの対象期間は、保証開始日から第12条に定める解約日または第13条に定める解除日までとします。

3. 前項の保証開始日は、MANOMA利用開始日（MANOMAご利用規約に定める「利用開始日」に該当することをいいます。）と同日といたします。

4. 対象機器の無償交換（以下「無償交換」といいます。）は、本サービスの利用開始日を起点として交換する対象機器の数に関わらず年間2回を上限といたします。

#### **第9条（無償交換の申し出）**

1. 利用者は、無償交換事由が生じたときは、その日から1か月以内に弊社へ別途定める方法により報告するものとします。

2. 利用者は、弊社への報告後、故障機器を弊社が指定する方法で弊社に送付するものとします。なお、事故による故障の際は、契約者による送料のご負担が必要となります。

3. 無償交換事由が生じたときから1か月を超えた後にご報告をいただいた場合や故障機器を弊社に送付いただけない場合は、無償交換対応を行えない場合がございます。

#### **第10条（無償交換の提供）**

1. 弊社は、前条の規定により無償交換の申し出を受けたときは、その内容と故障機器を審査し、無償交換の可否を決定するものとします。

2. 弊社は、前項の審査の結果、無償交換を行うと決定したときは、交換後の対象機器を利用者の住所に配送し、無償交換を行わないと決定したときは、利用者に弊社所定の方法により通知するものとします。

3. 弊社は、第1項の審査において必要があると認めるときは、利用者に対し、申請の内容について説明を求め、または別途必要な書類の提出を求めることがあります。

## 第 11 条（無償交換を行わない場合）

1. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無償交換を行いません。

- (1) 無償交換を請求する時点または事故の発生時点で、本サービスの利用契約が成立していないまたは保証開始日前である場合。
  - (2) 無償交換を請求する時点で、本サービスの利用契約が解約または解除されている場合。
  - (3) 第 1 条第 2 号に定めるMANOMAを利用していない場合。
  - (4) 第 4 条に定める本サービスの利用条件を満たさない場合。
  - (5) 本サービスと同一または類似する他のサービスに加入し、当該サービスに基づき無償交換またはこれに相当するサービスを受けることができる場合。
  - (6) 無償交換事由が生じた日から 1 か月以内に報告がない場合。
  - (7) 申請内容に漏れまたは虚偽があり、弊社が指定した期間内に補正されない場合。
  - (8) 月額利用料金の支払いがない場合。
  - (9) 利用者がMANOMAを解約しまたは解除され、当該サービスの利用資格を失った場合。
2. 弊社は、事故または損害の発生が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、無償交換を行いません。

- (1) 利用者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 利用者の同居の親族または同居人の故意
- (3) 地震・噴火・津波・台風等の広域で発生する自然災害
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (6) (5)以外の放射線照射もしくは放射能汚染
- (7) (3)から(6)のいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (8) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使（火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。）
- (9) 盗難、紛失または置き忘れ
- (10) 詐欺または横領
- (11) 対象機器に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣

(12) 対象機器の改造に着手した後

(13) 外来の事故に直接起因しない対象機器の電氣的事故または機械的事故

(14) かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等対象機器の機能に直接関係のない外形上の損傷

(15) 日本国外で生じた事故

(16) 自力救済行為等

## 第12条 (解約)

1. 利用者は、弊社が別途定める手続に従い、本サービスの利用契約を解約することができます。
2. 本サービスの利用契約の解約は、利用者が解約の申込みを行った日が属する月の末日をもって成立するものとします。
3. 前2項の定めにかかわらず、利用者がMANOMAの利用契約を解約し、MANOMAの利用資格を失った場合、本サービスの利用契約は、当該MANOMAの利用資格を失った日が属する月の末日をもって解約されるものとします。

## 第13条 (解除)

1. 弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。

(1) 本サービスの利用契約締結の際、利用者が、申込書（弊社に本サービスの利用契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合はこれらの書類を含みます。）の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合。

(2) 利用者がMANOMA対応機器を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、無償交換事由を生じさせ、または生じさせようとした場合。

(3) 無償交換の申請に関し、利用者に詐欺または脅迫行為があった場合。

(4) 利用者が本規約または会員規約等に違反した場合。

2. 前項の規定により本サービスの利用契約が解除された場合、弊社は、無償交換を行いません。この場合において、すでに無償交換を行っていたときは、利用者は、弊社に対し、無償交換した機器を直ちに返還しなければなりません。

## 第14条 (第三者への委託)

1. 弊社は、本規約に基づく弊社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

2. 弊社は、本サービスの提供に必要な範囲で、利用者の個人情報の取り扱いを第三者に委託することがあります。この場合において、利用者は、委託先が本サービスの提供に必要な範囲で、利用者の個人情報を取り扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

## 第 15 条（免責）

弊社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本サービスの利用により生じた結果に対する一切の責任は利用者が負うものとします。

## 第 16 条（責任の制限）

1. 本サービスの提供に関し、弊社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合には、利用者から受領する月額利用料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、いかなる場合においても弊社は、本サービスの提供に関し、以下に定める利用者に生じた損害については一切責任を負いません。

（1）弊社の責めに帰することができない事由から生じた損害

（2）弊社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害

（3）逸失利益（情報の消失、毀損等による損害を含む。）

3. 弊社の故意または重大な過失により利用者に損害が生じた場合には、前 2 項の規定は適用しません。ただし、利用者が法人及び個人事業主の場合にはこの限りではありません。

附則：本規約は 2020 年 2 月 1 日から実施します。

2020 年 4 月 1 日一部改定

2021 年 10 月 1 日一部改定

2022 年 4 月 1 日一部改定

2024 年 10 月 1 日一部改定